

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度しずおか健幸惣菜普及による食環境向上事業業務委託

(2) 業務目的

働き盛り世代の食環境を支援するために、「しずおか健幸惣菜」の基準を満たした商品を積極的に販売・提供する団体を「しずおか健幸惣菜パートナー」として登録し、登録された団体の取組を支援・広報することで、しずおか健幸惣菜の更なる普及と県民の食環境の向上を図る。

(3) 業務内容

しずおか健幸惣菜パートナーの登録・広報業務

(4) 委託価格の限度額

8,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(8) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(7)の項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階
静岡県健康福祉部健康局健康増進課健康増進班
電話番号 054-221-2433 FAX番号 054-221-3291
E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和3年5月21日（金）から令和3年6月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和3年6月2日（水）午後5時 持参又は郵送必着

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。